

平成 29 年度 防災組織委員会設置要項

本要項は、火災や震災等の有事に対し、笠山町に在住する人々が関わっている団体が連携し機能的に結びつくことによって生命を守る手立てを図る手段として設置する防災組織委員会について定める。

1. 町内会長が委嘱する人や団体

委員長	自主防災会隊長
副委員長	地域安全委員長
組織委員	町内会役員、ならびに専門部正副部長
協力組織委員	交通安全協会、日本赤十字奉仕団、エルダー婦人会
基幹委員	自主防災会
拡大委員	地域安全委員会委員・体育委員

2. 緊急連絡網

町内会長	委員長	基幹委員（防災委員）
	副委員長	拡大委員（地域安全委員）
	（庶務）	町内会役員
		協力組織委員代表

3. 有事の対応

（火災編）

組織委員長 …… 現場の指揮を担当。

副委員長 …… 避難誘導を担当

組織委員

○初期消火と現場の見守り（防災委員） …… 公設の消防隊と連携

○避難・誘導（組長ならびに被災地の組の班長。交通安全協会
……消防車両等の誘導／住民の避難誘導

○後方支援

・医療品や物資の調達／給食支援（エルダー婦人会・日本赤十字奉仕団）

注. 給食支援については、コンビニ等からの調達を優先

・情報伝達ならびに記録（町内会執行役員および専門部長）

対策本部

災害の程度により会長が設置をします。対策本部は、笠山会館を優先拠点に位置づけ。

本部設置時には上記組織委員の長および会長の指名により適任者が加わる。

（震災編）

草津市の対策本部が設置された場合は、笠山会館に町内の対策本部（連絡所）を設置することとし、委員の配置は次のとおりとする。

前線基地班 組長・班長、自主防災会、地域安全委員会、体育部交通安全協会

後方支援班 執行役員、広報部、ふれあい事業部、赤十字奉仕団、エルダー婦人会

前線基地は、一次集合場所に置くものとし、住民の居住区域との関連は次のとおり

1～4組はふれあい広場（2組）、5～13組はとあじさい公園（11組）

14～15組はマーガレット公園（メゾンドール瀬田公園都市内）

※その他の公園ならびに広場は見守り箇所とし、住民の避難所に位置付ける。

後方支援班の行動拠点は、対策本部とする。

（捜索編）

行方不明者等の捜索については、次のとおり

捜索本部の設置……会長もしくは防災委員長が協議決定する。

会長は捜索本部の総務責任者と指揮もしくはその代理者を定める。

捜索隊の招集については、総務責任者の任務とし、招集連絡については次のとおり

組長会のルート 庶務を連絡窓口とし、行方不明者の組会員の動員が必要となる場合は組長一班長のラインで行う。

専門部のルート 専門部委員の動員が必要となった場合、会長が専門部長に連絡する

以上